

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

November 2017

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 16

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 16 となる本号では、平成 30 年税制改正の議論、オーストラリアの競争・消費者法改正の概要など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [平成 30 年税制改正の議論（恒久的施設の定義の改正）](#)
- [国税庁が前事務年度の相互協議の状況並びに法人税等の調査事績を公表～APA 処理件数が過去最高を更新するも、OECD 非加盟国との APA 事案は困難な傾向がより顕著に～](#)

2. アジア

- [シンガポール：外国会社のシンガポール会社への準拠法国変更が可能に](#)

3. 豪州

- [オーストラリア：競争法改正のポイント](#)

4. 米州

- [カナダ：海外公務員へのファシリテーション・ペイメントが違法に](#)
- [米国：コカ・コーラ社移転価格事件～過去年度の IRS と納税者間の Closing Agreement は無関係であるとする IRS の申立を租税裁判所が棄却～](#)

5. 欧州

- [トルコ：労働紛争における手続きの変更：強制的調停](#)

1. 日本

平成 30 年税制改正の議論（恒久的施設の定義の改正）

1. 概要

平成 30 年税制改正の議論が政府税制調査会で進んでいるところであるが、国際税務関係で改正される可能性が高まっているのが、国内法における恒久的施設（Permanent Establishment）の定義の改正である。第 14 回税制調査会（平成 29 年 11 月 1 日開催）の会議資料では、BEPS 防止措置実施条約（BEPS 行動 15）及び恒久的施設の定義の改正（BEPS 行動 7）が個別に取り上げられ、無形資産取引に係る移転価格ルール（BEPS 行動 8）、利子控除制限（BEPS 行動 4）や義務的開示制度（BEPS 行動 12）は「中期的に取り組むべき事項」として別建てされている。

2. 恒久的施設の定義の改正経緯

BEPS 行動 7 を受けて、OECD モデル条約第 5 条の恒久的施設の定義は変更されているが、かかる新しい恒久的施設の定義は日本が本年 6 月に署名した BEPS 防止措置実施条約（MLI）においても織り込まれ、日本は新しい恒久的施設の定義を暫定的に選択している。また、2016 年 1 月 1 日以降に日本が締結した全ての租税条約は、新しい恒久的施設の定義が織り込まれている。

このように、日本は租税条約の文脈では全面的に新しい恒久的施設の定義を導入しようとしていると考えられる。ただし、新しい恒久的施設の定義は従来の恒久的施設の定義より広い概念となっており、日本国内法において従来の恒久的施設の定義が維持されている限りにおいて、租税条約及び MLI における新しい恒久的施設の定義規定は空振りになると考えられる。もっとも、現行の国内法の定義（法人税法第 2 条十二の九号及び法人税法施行令第 4 条の 4）は、従来の租税条約における恒久的施設の定義より広いと考えられ、新しい恒久的施設の定義に対応できないわけでもない内容となっている。しかしながら、租税条約における新しい恒久的施設の定義の文言と乖離した文言を国内法において維持する必要性もないことから、新しい恒久的施設の定義への改正を目指していると考えられる。

3. 新しい恒久的施設の定義

租税条約における新しい恒久的施設の定義を踏まえれば、国内法において改正が想定される項目は以下のとおりである。

(1) 代理人の定義の改正

現行の国内法の規定では、「外国法人のために、その事業に関する契約を締結する権限を有し」となっており、従来の租税条約の恒久的施設の定義における「外国法人の名において契約を締結する権限を有し」より既に広い定義になっているが、租税条約における新しい恒久的施設の定義と平仄を取るのであれば、①外国法人の名において契約を締結する権限、②外国法人の物品の販売に関する契約を締結する権限、③外国法人の役務の提供に関する契約を締結する権限、という概念が導入される可能性がある。

(2) 個別活動免除

従来の租税条約における恒久的施設の定義では、例えば日本において在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有する活動は、それが当該企業の事業活動の本質的要素であったとしても恒久的施設から除外されることになっている。従って例えば、日本において相当数の従業員が勤務する、製品の保管・引渡しのみを行うための巨大倉庫を保有する活動は恒久的施設とはならない。新しい恒久的施設の定義では、その個別活動が準備的又は補助的な性格でなければ免除されないことになっている。

(新しい恒久的施設の定義による個別活動免除規定(下線が変更箇所))

次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらない。ただし、その(a)から(e)の活動(f)の場合には、その組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

- (a) 物品等の保管・展示・引渡しのためにのみ施設を使用
- (b) 企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有
- (c) 企業の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有
- (d) 企業のために物品等を購入し、又は情報収集のみを目的として、一定の場所を保有
- (e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、一定の場所を保有
- (f) (a)から(e)までの活動を組み合わせた活動のみを目的として、一定の場所を保有

他方で、現行の国内法における個別活動免除規定は従来の租税条約における個別活動免除規定より狭く、例えば在庫については、その購入と保管のみが挙げられ、「引渡し」は含まれていないため、上述の巨大倉庫の例は恒久的施設に該当する可能性がある。ただし、個別活動免除規定についても新しい恒久的施設の定義と平仄を取るよう改正する可能性がある。

4. 租税条約と MLI (米国とシンガポールの立場)

新しい恒久的施設の定義の導入に関しては各国の思惑が交錯している。そもそも新しい恒久的施設の定義は、所得源泉地国の課税ベースを拡大する方向に働くため、多国籍企業の本拠地国は導入に慎重になると考えられる。とりわけ米国は慎重であり、MLI 自体に署名していない。このことから MLI や国内法において新しい恒久的施設の定義が導入されたとしても、米国企業の日本における恒久的施設の定義は変更されず、従来の定義が維持される。

シンガポールは MLI の署名国であるが、新しい恒久的施設の定義の導入は明示的に非選択の立場を取っている。シンガポールは多国籍企業の地域統括会社が多数存在し、例えば米国多国籍企業がシンガポールの地域統括会社を通じて各国に物品を販売し又は役務を提供していると考えられる。そのため、新しい恒久的施設の定義が導入され、シンガポール地域統括会社を経由して行っている各国での事業活動について各国での課税が拡大されることが想定されることから、新しい恒久的施設の定義導入には慎重になっていると考えられる。また、中国も新しい恒久的施設の定義導入は非選択の立場を取っている。米国に次ぐ規模の多国籍企業を有する日本が取っている立場とは対照的である。

[最初のページに戻る](#)

国税庁が前事務年度の相互協議の状況並びに法人税等の調査実績を公表～APA 処理件数が過去最高を更新するも、OECD 非加盟国との APA 事案は困難な傾向がより顕著に～

2017 年 11 月 22 日付で、国税庁は前事務年度¹(以下、「前年度」もしくは「2016 年度」)の事前確認(APA)を含めた相互協議の状況を公表した²。以下は公表された統計から読み取れる注目すべき点である。

¹ 2016 年 7 月 1 日から 2017 年 6 月 30 日までである。

² 国税庁 HP「平成 28 事務年度の「相互協議の状況」について」
https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/sogo_kyogij/index.htm

発生件数について

相互協議の発生件数は過去最高であった2015年度より33件ほど減少し162件となった。内訳としてはAPA事案が2015年度より20件少ない131件、移転価格課税その他の事案³が2015年度より13件少ない31件であった。APA事案は5年間を対象期間として申請が行われることが一般的であり、5年前の2011年度のAPA件数も112件とそれ以前の水準と比べると低水準であったことから、2016年度の減少はこの周期的な影響を受けたものではないかと推測される。

処理件数・繰越件数について

相互協議の処理件数は171件（2015年度155件、2014年度141件）、繰越件数は456件（2015年度465件、2014年度425件）となり、4年ぶりに処理件数が発生件数を上回った。特に、APA処理件数は3年連続増加しており、本年度は143件と過去最高の処理件数であった。BEPS最終報告書の勧告を受け、我が国の国税庁が相互協議の合意に向けてより一層努めている様子が伺える。一方で、処理事案1件あたりの平均的な処理期間は29.1か月（2015年度26か月、2014年度22.4か月）であり、長期化傾向が続いている。

国別の繰越件数について

2015年度から地域別の繰越事案に加えて、国別の繰越事案の割合が発表されるようになった。国別の割合とその割合に基づく繰越事案の推定件数は以下の表の通りである。米国や韓国との繰越事案が減少した一方で、中国・インドといったOECD非加盟国の繰越事案は横ばい又は増加傾向にある。OECD加盟国では英国の繰越事案の増加が目立っている。

表：繰越件数とその主要国の内訳

相互協議繰越件数 (内訳)	2015年度		2016年度		推定増加数
	割合	推定値	割合	推定値	
米国	31%	144.2	25%	114.0	-30.2
中国	18%	83.7	20%	91.2	7.5
韓国	10%	46.5	9%	41.0	-5.5
インド	9%	41.9	9%	41.0	-0.8
英国	6%	27.9	8%	36.5	8.6

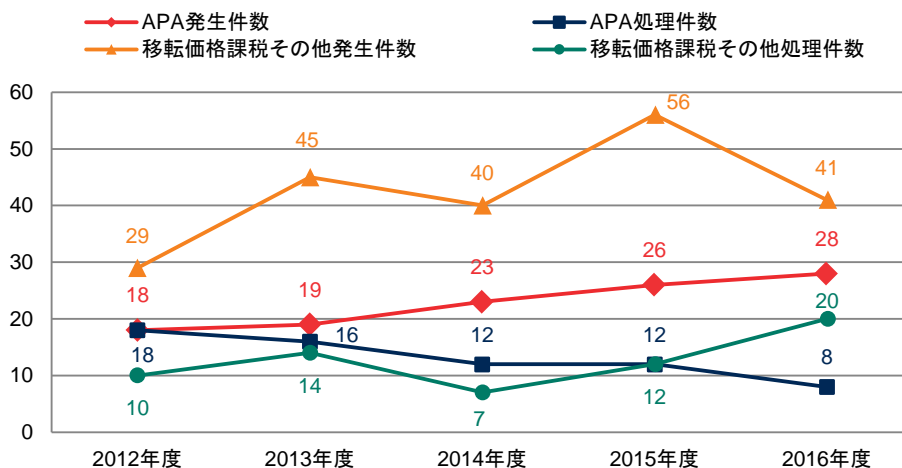
出典：国税庁HP「平成28事務年度並びに「相互協議の状況」について」及び「平成27事務年度並びに「相互協議の状況」について」

OECD非加盟国との相互協議の状況について

以下の図の通り、OECD非加盟国（2016年度末時点で中国、インド、インドネシア、マレーシア、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）とのAPAの発生件数は5年連続で増加しているにもかかわらず、処理件数は5年連続で減少している。APAの全処理件数が143件と過去最高を更新したにもかかわらずOECD非加盟国とのAPA処理件数は僅か8件に留まっており、OECD非加盟国との事前確認の処理に大きな問題を抱えていることが明らかになっている。また、OECD非加盟国との処理事案1件あたりの平均的な処理期間は36.9か月（前年度：33.3か月、前々年度30.6か月）となっており、OECD加盟国と比べるとより処理期間が長期化傾向にある。

³ 移転価格課税その他には、移転価格課税に加えて、恒久的施設（PE）に関する事案や、源泉所得税に関する事案などが含まれるとされている。

図：APA及び移転価格課税その他の発生件数と処理件数（OECD非加盟国との相互協議）



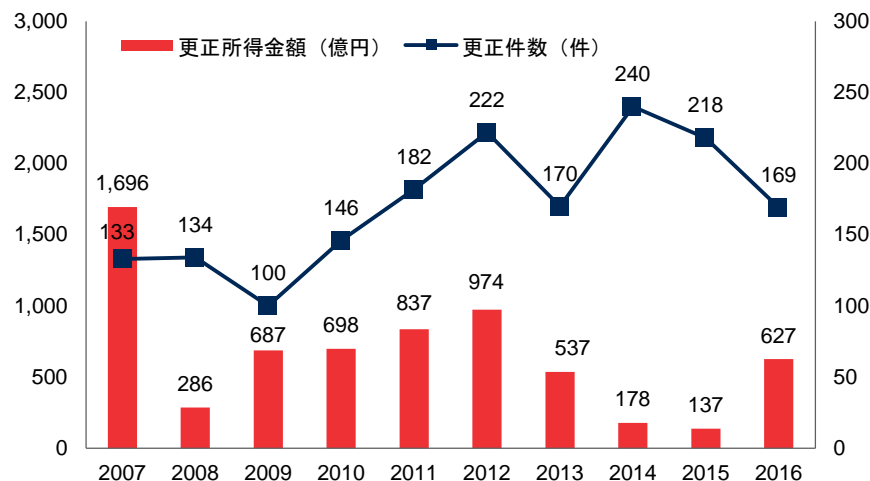
出典：国税庁 HP「平成 28 事務年度並びに「相互協議の状況」について」

相互協議処理事案の対象取引と独立企業間価格の算定方法

対象取引に関しては、無形資産取引と役務提供取引が近年大幅に増加しており、前年度は無形資産取引が 73 件（2015 年度 61 件、2014 年度 31 件）、役務提供取引が 101 件（2015 年度 84 件、2014 年度 74 件）に上っている。また、処理事案の移転価格算定方法としては、取引単位営業利益法が右肩上がりで増加しており今年度は 98 件（2015 年度 87 件、2014 年度 68 件）、注目すべき点として独立価格比準法が 14 件（2015 年度 5 件、2014 年度 5 件）と増加傾向にある。

2017 年 11 月 7 日付で、国税庁は前事務年度の法人税等の調査事績の概要も公表している。この内、移転価格税制に係る非違件数と更正所得金額に変化の兆しが見受けられた。非違件数は 2015 年度の 218 件（2014 年度 240 件）から 169 件へと 2 年連続で減少したが、更正所得金額は 2012 年度以降 4 年ぶりに 600 億円を超え 627 億であった。報道等⁴によると前事務年度には複数の大型の移転価格事案が存在した模様であり、近年の件数の拡大・小型化の流れから大型事案にも積極的に更正を行う姿勢へと変化する兆しを見せている。

図：過去 10 事務年度の移転価格税制に係る非違件数と更正所得金額の推移



出典：国税庁 HP「法人税等の調査事績の概要」（平成 19 事務年度から平成 28 事務年度）

⁴ 一例として、日本ガイシ(株)の第二次更正処分为例が挙げられる。
日本ガイシ株式会社「移転価格税制に基づく更正通知書の受領について」2017 年 06 月 23 日 <http://www.ngk.co.jp/news/20170623.html>

また国際課税事案の近年の傾向として、係争中の事件の後続年度に対して、裁決や裁判での結論が出ていない段階であっても同様の手法で後続の年度も更正処分を行う例が散見されており、一度紛争事案に発展するとより長期化・深刻化する流れができつつある。相互協議の統計で明らかになった通り、OECD 非加盟国との相互協議は不確実性が非常に高く、合意に至らない可能性も低くは無いことから、納税者においては非違を指摘された取引とその算定方法等に大きな変更が無ければ後続年度の調査においても同様の処分を受ける可能性が極めて高いことを十分に留意した上で、より長期的な視点で移転価格リスクへの対応が求められるであろう。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

シンガポール

外国会社のシンガポール会社への準拠法変更が可能に

2017年10月11日からシンガポール改正会社法が施行され、外国会社はシンガポールに子会社を設立したり支店の登録をすることなく、その履歴及び同一性を保持したままシンガポール会社へ準拠法変更することが可能となった。なお、日本の会社法においては、日本の株式会社の準拠法の変更は認められておらず、日本の株式会社をこの制度によりシンガポール会社へ準拠法変更することはできない。

シンガポール会社への準拠法変更の要件

シンガポール会社への準拠法変更は、外国籍の株式会社（公開会社（public company）又は非公開会社（private company）は問わない。）が以下の要件を満たす場合に限り、シンガポール会社法における株式会社（company limited by shares）への変更が認められる。

- **規模的要件**：シンガポール会社への準拠法変更を申請する会社（以下、「申請会社」）は下記の要件のうちいずれか2つを満たさなければならない。
 - (1) 総資産額が1千万シンガポールドルを超えていること
 - (2) 年間売上高が1千万シンガポールドルを超えていること
 - (3) 従業員数が50人を超えていること申請会社が子会社を有する場合には、当該グループ会社連結全体で上記の要件のうち2つを満たさなければならない。他方、申請会社に親会社が存在する場合には、申請会社又はその親会社（シンガポール法に準拠して設立されているか、登録の移転によりシンガポールに登録されている場合。）のどちらか一方が上記の要件を満たしていなければならない。
- **支払能力**：申請会社は、その債務（申請後12ヶ月以内に履行期が到来するものを含む。）の支払能力を有し、かつその資産の額がその債務（偶発債務を含む。）の額を下回ってはいならない。また、申請会社の財務状況を原因として、管財人又は公的機関がその資産を管理していたり、債権者との間で和議又は協定が結ばれていたり、清算手続が行われているような場合には準拠法変更は認められない。但し、シンガポール会社への準拠法変更後に裁判所に対して債務整理手続を申し立てる予定であることをシンガポール会計企業規制庁（ACRA）に認められた場合には、上記要件の例外として扱われる。

- **設立国の手続等**：申請会社の設立準拠国において、申請会社の準拠国の変更が認められていなければならない。また、申請会社は、以下の要件を満たす必要がある。
 - (1) 準拠国の変更について設立国の法令に基づき必要となる同意（株主の承認を含む。）及び権利の放棄を取得すること
 - (2) 利害関係人及び契約当事者に対して準拠国変更に関する通知を行うこと
 - (3) 設立国において必要な届出その他の法的手続を履践していること
- **主観的要件**：シンガポール会社への準拠国変更の申請は善意でなされなければならない。当該会社の債権者を害する意図で行ってはならない。

申請手続

申請会社は、①登録移転申請書、②取締役の宣誓書、③定款、④設立国における会社設立証明書を ACRA に提出し、手数料 1 千シンガポールドルを支払わなければならない。

上記必要書類等が提出されてから ACRA 等の行政機関による手続が完了されるまでに約 2 ヶ月を要すると見込まれる。その後シンガポール会社として登録された会社は、その登録移転通知を受けた後 60 日以内に本国において準拠国変更が認められたことを示す書類を ACRA に対して提出しなければならない。

シンガポール会社への準拠国変更の効果

- シンガポール会社への準拠国変更は、新たな法人の設立には該当せず、当該会社の法人としての同一性や一貫性、権利義務、法的手続に影響を与えるものではない。
- シンガポール会社への準拠国変更前に発行された無記名株式及び株式引受権は無効なものとなる。
- 登録後は当該会社はシンガポール会社法の規定を順守しなければならない。

なお、シンガポール会社法の改正により、シンガポールの会社は原則として、実質的所有者、支配者及び名義取締役の指名者を公開しなければならない点に留意が必要である。

税制度

シンガポール会社に準拠国変更した会社に対するシンガポール所得税法上の扱いについて、下記の内容の規定が設けられる予定である。

- シンガポール会社への準拠国変更前にシンガポールにおいて取引や事業を行っていなかった会社の租税属性（貸倒金、費用、減損損失等）に関する取扱い、及び当該準拠国変更前後にまたがって企業が控除を行う場合に満たすべき条件に関する規定 (Section 34G)。
- シンガポール会社への準拠国変更に伴い、設立国において課税対象となる所得に対するシンガポール所得税を相殺するための、税額控除に関する規定 (Section 34H)。

[最初のページに戻る](#)

3. 豪州

オーストラリア

競争法改正のポイント

2017年10月18日、競争・消費者法改正（競争政策の見直し）法案（以下、「競争政策法案」）が、両院で可決され、同年11月6日から施行されている。本改正は、同年8月23日に可決された競争・消費者法改正（市場支配力の濫用）法案（以下、「市場支配力法案」）とともに、過去20年間で最も大きなオーストラリア競争法の改正と考えられている。

今回の改正は、競争制限及び生産性減少をもたらす経済上の障壁に関する2015年の競争政策見直しの提言を受けて行われた。この大改正は、競争・消費者法（CCA）を単純化することを目的とし、競争促進的な行動の推奨及び同法の経済環境の変化への適応力の向上とともに、経済上のコスト及びビジネス上の負担の軽減を図るものである。

今後、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）及び裁判所が改正されたCCAをどう解釈し適用するか注目する必要がある。今後の決定の公表によって更なるガイダンスが示されるまでは、実質的な市場支配力を有する企業は、現に従事し又は検討している行為が、事業を行い又は行おうとする関連市場における実質的競争減殺の目的又は効果を有するものと考えられるか否かについて、慎重に判断する必要がある。

競争政策法案による主な改正点

- 競争の定義：実際に輸入されている商品又はサービスから生じる競争に加え、輸入される可能性がある商品又はサービスから生じる競争も含む。これにより、輸入による競争の現実的な脅れが競争分析に関係することが明らかになった。
- カルテル：①カルテル行為の範囲がオーストラリア市場の競争に影響を与える行為に限定され、②カルテル条項の定義が排除条項を含む形に修正され、別途設けられていた排除条項に対する禁止規定が廃止され、③ジョイントベンチャー（JV）保護規定の対象範囲に調達目的のJVが含まれ、カルテル条項が契約によって定められなければならないという要件が撤廃された。
- 価格公表及び協調行為：価格公表条項が廃止され、実質的競争減殺の目的、効果又は影響可能性を有する協調行為に関する一般的禁止規定に代えられた。
- 第三者強制：第三者強制は原則違法ではなくなり、競争性テストの対象となった。
- 再販売価格維持：法人又は個人は、ACCCの承認の取得に代えて、再販売価格維持行為の通知を行うことが可能になった。これは、一部の再販売価格維持行為が競争促進的であり、通知制度が迅速かつ安価であることを理由とするものである。同委員会は、通知に対して一定の条件を付すことができる。また、関連企業間の行為は、再販売価格維持の禁止の適用除外とされた。
- 競争に影響を与えるコベナンツ：実質的競争減殺をもたらすコベナンツに対する複雑な禁止規定が廃止され、代わって実質的競争減殺をもたらす契約に対する一般的禁止規定が拡大され、コベナンツがその対象に含まれた。

- 通知及び許認可：企業結合に関するものを含む許認可手続が単純化され、ACCCが最初の決定権者となり、オーストラリア競争審判所での聴聞によってその決定の是非が判断されることになった。企業結合に関する許認可は条件付となる場合があり、その決定の際、ACCCは、手続中に申立人等から受領して閲覧した提出物及び情報を考慮しなければならない。また、ACCCは、集団的取引拒絶に関する団体交渉に対する通知に条件を付すことができ、通知された集団的取引拒絶の停止を求める停止通知を発することができる。
- 一部除外：ACCCは、一部除外を定める権限を有しており、競争上の懸念を生じさせないもの又は公共の利益に適うものといえる場合には、特定の行為又は行為の種類を例外として定めることができる。
- 事実の承認：CCA 83条が拡大され、CCAに基づきある者に対して特定の手続を行う当事者は、当該者のCCA違反が認定された他の特定の手続における事実の承認と事実認定の結果に依拠することができるものとされた。
- 情報、文書及び証拠の取得権限：CCA 155条に基づくこれらの取得権限の対象は、裁判所との強制的約束及び企業結合に関する許認可の決定に対する違反行為も含む形に拡大された。また、ビジネス文書が大量になり調査コストが増加したことを背景として、CCA 155条違反に対して、「合理的な範囲での調査」という抗弁が設けられた。
- サービスへのアクセス：全国的に重要なインフラサービス市場における効果的競争の常態的欠如という経済的問題に取り組むため、生産性委員会による提言を受け入れた変更が導入された。
- その他の改正点：オーストラリア消費者法の規定に焦点を当てた改正により、CCAの行政が合理化された。

市場支配力法案による主な改正点

CCA 46条に基づく市場支配力の濫用に関するテストが見直され、①当該市場、②当該企業又はその関連企業が直接的に商品若しくはサービスを提供若しくは購入し、又はそれらを行う可能性がある市場、③当該企業が間接的に商品若しくはサービスを提供若しくは購入し、又はそれらを行う可能性がある市場において、実質的な市場支配力を有する企業が実質的競争減殺の目的、効果又は影響可能性を有する行為を行うことを禁止した。

その他 CCA 46条に関して特筆すべき改正点は以下のとおりである。

- 企業がその実質的な市場支配力を「利用する」という要件が撤廃された。
- 初めて、従前の目的テストに加えて効果テストが導入された。
- 略奪的価格設定に関する個別的禁止規定が撤廃され、市場支配力の濫用に対する一般的禁止規定の対象となった。
- 実質的競争減殺の有無の判断に際して、特定の競争促進的要素と反競争的要素を考慮しなくなってきた。

CCA 46条は、実質的な市場支配力を有する企業による反競争的行為を対象とするものであるが、たとえ非効率な競争を害することになったとしても適法な競争促進的行為を認めており、実質的な市場支配力を有する企業による全ての行為が市場支配力の濫用に当たるものではないことを確認している。

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

カナダ

海外公務員へのファシリテーション・ペイメントが違法に

カナダは正式に海外腐敗防止法（Corruption of Foreign Public Officials Act）におけるファシリテーション・ペイメントの例外を廃止した。

カナダの腐敗防止法は、事業上の便益を取得し又は維持するための海外公務員による作為又は不作為に対する対価として、海外公務員に対し、直接又は中間者を通じて、貸付、謝礼、優遇又はいかなる形の便益も、供与又は提供することを禁止している。

一部の国において、公務員の通常の業務の範囲内の行為の完了を早めるために、しばしば用いられるいわゆるファシリテーション・ペイメントは、現在では違法となる。例えば、許認可の取得やビザの発給を早めるための外国公務員への金銭の支払は違法となり、カナダにおいて刑事訴追の対象となる可能性がある。

カナダの海外腐敗防止法は、広い域外適用の管轄があり、個人には最長 14 年の禁固刑、事業には上限の定めのない罰金が課される可能性がある。また、有罪と認められた企業はカナダ政府と最長 10 年の期間にわたって取引が禁止される可能性がある。

今回の改正は、ファシリテーション・ペイメントを禁止している英国等の例に倣うものである（なお、米国 FCPA ではファシリテーション・ペイメントに関する例外がある）。カナダにおいて事業を行っている企業は、改めてファシリテーション・ペイメントを含めて、海外公務員に対する便益の供与又は提供が行われていないか確認することが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

米国

コカ・コーラ社移転価格事件～過去年度の IRS と納税者間の Closing Agreement は無関係であるとする IRS の申立を租税裁判所が棄却～

コカ・コーラ社の移転価格事件に関し、2017 年 9 月 7 日付で米国の租税裁判所は、内国歳入庁（IRS）による「従前の課税年度に係る IRS と納税者間の Closing Agreement は証拠から除かれるべきだ」とする部分的サマリージャッジメントの申立を棄却する判決を言い渡した⁵。申立において、IRS は租税裁判所に対し、法律問題として IRS と納税者間の Closing Agreement は該当する年度の移転価格問題に関連するものとは考えられないとする決定を行うことを求めていた。

事件の経緯と租税裁判所の判断の概要⁶

本件は、2015 年 9 月 17 日付で、米国の内国歳入庁は 2007 年度から 2009 年度を対象とした移転価格課税をコカ・コーラ社に対して行い、同社はこれに対し 2015 年 12 月 14 日付で同課税の取消しを求めて租税裁判所に提訴した。課税対象取引は、海外の原液製造拠点が米国本社からライセンスを受けて原液を製造・販売するために使用した本社の無形資産である原液の製法や

⁵ Coca-Cola Co. et al v. Commissioner, T.C. Dkt. No. 31183-15

⁶ 前注 5 並びに The Coca-Cola Company の 2015 年 12 月期フォーム 10-K の Tax Audits（P.110 から P111）を参照。

Coca-Colaの商標の対価を本社に支払うという無形資産取引である。対象となった3事業年度の更正所得額は94億米ドル、追徴税額は33億米ドルに及んでいる。

コカ・コーラ社の1987年から1989年の税務調査において、内国歳入庁と納税者は1995年までの課税年度を対象とするClosing Agreementを締結した。Closing Agreementには、国外関連者から米国本社へのロイヤルティの計算において「10-50-50メソッド」が含まれていた。この方法は、まず国外関連者は総売上高の10%をルーティンリターンとして獲得し、次に調整後の残余利益を米国本社と国外関連者に50:50に配分するという方法であった。Closing Agreementでは、1995年まで及びそれ以後も「10-50-50メソッド」もしくは後に別途合意された方法でロイヤルティを計算し続けている限り、罰則を免除されると規定されていた。

コカ・コーラ社は、Closing Agreementが失効した後の1996年度から2009年度の間も「10-50-50メソッド」を用いてロイヤルティを決定していた。1996年度から2006年度までの間について、IRSは納税者が適用した「10-50-50メソッド」を認め、ロイヤルティ取引に関して移転価格税制に基づく更正を行わなかった。しかし、2007年度から2009年度に関しては、コカ・コーラ社が計算した「10-50-50メソッド」に基づくロイヤルティ計算は独立企業間価格ではないと判断し、更正通知を発行した。

租税裁判所は、Closing Agreementの締結は過去の事実であり、2007年度から2009年度までの調査に到るまでの事件の叙述の出発点となるものであると判断した。租税裁判所はまた、IRSは裁判及びその準備書面において、Closing AgreementはIRSのコカ・コーラ社への更正処分が裁量権の乱用に当たるかどうかの証拠としての価値を有するものではないと自由に反論することができ、もしそのような主張が受け入れられたとしても、Closing Agreementは本件事件の争点に関連性が無いということを意味するものではないとしている。

租税裁判所はさらに、メキシコの外国税額控除問題が、メキシコ支店がメキシコで法人税を支払った根拠を説明するのに役立つことは、Closing Agreementが本件事件に関連する一例であると述べている。また租税裁判所は、Closing Agreementは現在認識されていない事項に関する追加の例が存在する可能性があるとして指摘した。加えて、租税裁判所は、IRSは当初関連性のある証拠からClosing Agreementを除外する申立を提出したのではなく、Tax Court Rule 121(a)を引用し、過去の事実は、法律問題として本件に関連するものではない旨の部分的サマリージャッジメントを求めていたことから、裁判前に行われたこのIRSの申立を「奇妙」として評している。租税裁判所は、裁判で証拠を聴取する6ヵ月前に、この種の申立を許可することは「賢明ではない」とし、その申立の是非を否定した。

小括

IRSが納税者との事前の合意を反故にして更正処分を行う試みは、租税裁判所に提訴された最近の移転価格事件の特徴であるが、現在までのところ、失敗に終わっている。現在控訴審で争われているMedtronic事件⁷において、IRSは納税者と合意した医療機器の製造販売に係るライセンス取引の移転価格算定方法に関する覚書に従わないことを選択し、紛争に発展した（詳細は本ニューズレター2016年8月号を参照）。またEaton事件⁸において、租税裁判所はIRSが特定の製品の購入に際して独立企業間価格を決定するためのベストメソッドに関する納税者との合意を含む2つの事前確認を取り消したことについて、裁量権の濫用であったと判示している（本ニューズレター

⁷ Medtronic v. Commissioner, T.C. Memo. 2016-112 (2016)

⁸ Eaton v. Commissioner, T.C. Memo. 2017-147 (2017)

[2017年9月号](#)を参照)。コカ・コーラ事件の裁判は、2018年3月5日から審理が開始される予定であり、控訴審で争われている Medtronic 事件と共に、今後の行方が注目される。

[最初のページに戻る](#)

5. 欧州

トルコ

労働紛争における手続きの変更：強制的調停

労働裁判所法が 2017 年 10 月 25 日に公布され、施行された。労働裁判所法は、労働裁判所に関する法第 5521 号（以下、「旧法」）に代わるもので、労働紛争に関する様々な改正がなされている。今般の改正は、労働裁判所及び控訴裁判所の負担を軽減することを目的としている。

強制的調停前置制度

2018 年 1 月 1 日から、労働賃金及び補償（法定退職手当、通知に代わる補償、時間外手当など）並びに復職に関する訴訟を提起する前に、調停を申し立てることが義務付けられることとなる。強制的調停は、労働災害に基づく金銭的若しくは非金銭的補償又はこれらに関連する請求訴訟には適用されない。強制的調停を経ずに提起された訴訟は、手続上不適法として却下される。調停人は、3 週間以内に調停を終了するものとされ、この期間は必要と認められる場合には最長 1 週間延長されることがある。調停の期間内に当事者が合意に達した場合には、調停の対象となった事項について爾後訴訟を提起することはできなくなる。調停の期間内に当事者が合意に達しない場合には、原告は訴訟を提起することができる。

控訴審への控訴の制限

2017 年 10 月 25 日より、復職を求める裁判の判決等、一部の第一審の判決について、控訴審への控訴が認められなくなった。当事者は、これらの判決については地方司法裁判所に対してのみ上訴することができる。旧法における 8 日間の上訴期間は廃止され、代わりに民事訴訟法第 6100 号の上訴期間の規定により、当事者への判決書の送達から 2 週間の上訴期間が適用となる。地方司法裁判所の判決に対しても同規定が適用となり、地方司法裁判所の当事者への判決書の送達から 2 週間の上訴期間が認められる。

時効期間の短縮

労働裁判所法は、労働契約に基づく一定の請求権にかかる時効期間を 10 年から 5 年に短縮した。具体的には、年次有給休暇、法定退職手当、通知に代わる補償、悪意の解雇にかかる補償及び平等取扱の原則に反する解雇に基づく補償に関する時効期間は、5 年とされている。

www.bakermckenzie.co.jp

本ニュースレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

[最初のページに戻る](#)

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関する参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。